給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第４号

岡山県備前市日生町寒河380番地65
再生債務者　磯野　修司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年11月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月27日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（再ロ）第１００３２号

東京都足立区本木町４―10
再生債務者　関口　邦江
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年11月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１号

盛岡市津志田27地割30番地28
再生債務者　佐々木幸人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年11月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月27日
盛岡地方裁判所民事第２部

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
平成 26 年 12 月 8 日　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状
(1)　種類及び授与番号
ア　中学校教諭一種免許状　国語
平10中１第24088号
イ　高等学校教諭一種免許状　国語
平10高１第26069号
ウ　高等学校教諭特別免許状　看護
平22高特第１号
エ　高等学校教諭一種免許状　福祉
平23高一種第216号
(2)　授与年月日及び授与権者
ア　平成10年３月31日　東京都教育委員会
イ　平成10年３月31日　東京都教育委員会
ウ　平成23年３月31日　神奈川県教育委員会
エ　平成23年８月30日　神奈川県教育委員会
2　失効年月日　平成26年11月７日
3　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
4　失効の対象となった者の氏名　柴田　友文

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 26 年 12 月 8 日　広島県教育委員会
1　失効した免許状
(1)　種類、番号、授与年月日、授与権者
ア　中学校教諭一種免許状、平７中１第961号、平成８年３月26日、広島県教育委員会
イ　高等学校教諭一種免許状、平７高１第1054号、平成８年３月26日、広島県教育委員会
(2)　氏名及び本籍地　中川　省志、山口県
(3)　失効年月日　平成26年９月25日
(4)　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当
2　失効した免許状
(1)　種類、番号、授与年月日、授与権者
ア　小学校教諭一種免許状、平４小１第285号、平成５年３月25日、広島県教育委員会
イ　中学校教諭一種免許状、平４中１第727号、平成５年３月25日、広島県教育委員会
ウ　高等学校教諭一種免許状、平４高１第934号、平成５年３月25日、広島県教育委員会
(2)　氏名及び本籍地　高木　浩二、島根県
(3)　失効年月日　平成26年10月30日
(4)　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年一月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社クロスロードとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年十二月八日
埼玉県蕨市中央五丁目一八番三号キャメル
セゾン二〇四
合資会社クロスロード
代表社員　早津　隆志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を１億九千百万円減少し、九千九百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十七年１月十五日であり、株主総会の決議は平成二十六年十一月二十七日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月１日
掲載頁　一四一頁（号外第１四七号）
平成二十六年十二月八日
埼玉県旭須市岩多見八三番地三
総和産業株式会社
代表取締役　鈴木　安夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年十二月八日
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目二七番五号　日本橋Ａビル五〇一号室
有限会社ＣｏＣｏワークス
取締役　石田　陽子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千百万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十七年１月十六日であり、株主総会の決議は、平成二十六年十二月四日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.ucms.co.jp
平成二十六年十二月八日
東京都品川区大崎三丁目五番二号
宇部建設資材販売株式会社
代表取締役　山口　公正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千三百四十二万一千四百五十八円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　日刊工業新聞
掲載日付　平成二十六年六月十九日
掲載頁　五頁
平成二十六年十二月八日
東京都千代田区九段南一丁目五番六号
ＮＴＴスマートトレード株式会社
代表取締役社長　中澤　豊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年十二月八日
新潟県燕市吉田鴻巣二一三番地一
有限会社ヤガンダ
代表取締役　中田　正子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年十二月八日
名古屋市西区押切二丁目二番一〇号
有限会社凪茂本店
代表取締役　山田　民雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百万円減少し八百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年十二月八日
大阪府堺市南区茶山台一丁二番三号
有限会社千総
代表取締役　西辻　宏道